各務原市鉄道駅バリアフリー化施設改善事業費補助金交付要綱

（平成１４年９月９日決裁）

（趣旨）

第１条　市は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に移動できるようにするため、鉄道事業者が国土交通大臣から補助を受けて行う市内鉄道駅におけるバリアフリー化設備整備事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費）

第２条　補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

（１）地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日国総計第９７号、国鉄財第３６８号、国鉄業第１０２号、国自旅第２４０号、国海内第１４９号、国空環第１０３号）別表２３鉄道の項に掲げる経費

（２）地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（平成２８年２月２９日観観産第６９０号）別表２鉄道の部鉄軌道事業者及びこれらの者に車両を貸与する者の項に掲げる鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）及びバリアフリートイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））

（補助金の額）

第３条　補助金の額は補助対象経費の３分の１以内とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第４条第１項に規定する補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書

（２）国土交通大臣の補助金交付決定書の写し

（３）鉄道駅における補助対象事業の位置を示す図面

（４）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（規則第６条第１項第２号及び第４号に規定する市長の定める軽微な変更）

第５条　規則第６条第１項第２号及び第４号に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

（１）補助対象経費の各費目の１０パーセント以内の流用による変更

（２）補助対象経費の１０パーセント以内の変更又は補助事業に係る工法若しくは施工場所の軽微な変更

（３）交付の決定を受けた補助金の額の１０パーセント未満の減少による変更

（変更等の承認）

第６条　規則第６条第１項第２号から第４号までの規定により市長の承認を受けようとする補助事業者は、規則第９条第１項に規定する補助事業計画変更承認申請書に第４条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添付して市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第７条　補助事業者は、補助金の交付決定後、その交付決定に係る申請を取り下げようとするときは、規則第７条第２項に規定する通知書を受領した日から起算して１５日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第８条　補助事業者は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して国土交通大臣が別に定める期間（次項及び次条において「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　市長は、財産処分制限期間内に取得財産の処分をした補助事業者に対し、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第９条　補助事業者は、財産処分制限期間の満了する日の属する年度の末日まで、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の得喪に関する書類並びに当該財産の現状把握に必要な書類及び資料を保存しておかなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２８年１２月７日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成３０年６月２９日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市鉄道駅バリアフリー化施設改善事業費補助金交付要綱の規定は、平成３０年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和８年２月２５日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。